

平成28年度 社会福祉法人葛尾村社会福祉協議会事業計画（案）

<基本方針>

東日本大震災に伴う原発の事故により避難生活も5年が経過しました。

葛尾村においては本年、国からの避難指示解除が予定され、村民の皆様は仮設住宅及び借り上げ住宅での生活から、新たな土地に生活拠点を求めて移る方、復興住宅へ入居する方、そして帰村する方等村民の皆様も様々な環境の変化及び分散化が予想されるところです。そんな中で社会福祉協議会としては、住民サービスの拠点を避難先である三春町に残し、村民の支援を継続をしながらも、村においては事業を再開し、帰村した要援護者の見守り、安否確認、更には交流サロン・介護予防事業等を進めていきます。

ますます多様化、分散化する村民の福祉的ニーズを的確に捉え住民に寄り添った支援が図れるよう役職員一丸となって事業を進めてまいります。

<重点事業>

1. 安否確認・見守り等を推進し村民の実態把握に努める。
2. 交流サロン・介護予防事業等の充実に努める。
3. 帰還・再生加速事業の推進に努める。（新規）
4. 介護保険サービス事業の充実に努める。
5. 地域包括ケアシステムの構築に努める。
6. 職員研修及び資格取得の推進に努める。
7. 職員の健康管理に努める。

<実施事業>

1. サポートセンター管理業務

- ① サポートセンター保守管理業務の実施
- ② サポートセンター使用計画書の策定及び管理の実施

2. 総合相談・生活援助員の設置

仮設住宅及び復興住宅に居住する高齢者等に日常生活等に関する総合相談、必要に応じて生活に関する指導も行う。専門的な相談については関係機関との連絡調整を図りながら相談に応じる。また、必要に応じて弁護士による相談会等も実施する。

場所 サポートセンター及び仮設住宅集会所、談話室、復興住宅集会所
時間 午前9時～17時
期日 平日（年末年始を除く）

3. 地域交流サロン・健康づくり教室等の運営

サロン活動は住民の自主的な活動が原則であるが、仮設住宅、復興住宅及び借り上げ住宅等の避難地域において住民相互の仲間づくりを支援する貴重な機会と位置づけ、住民の現状を踏まえながら交流を図れるよう支援していく。

また、体操教室等を開催し健康づくりの意識を深め、健康維持、増進、運動不足の解消を計れるよう事業を実施していく。

- ① 交流サロンの実施（仮設住宅集会所・みどり荘・避難先公共施設等）
- ② 健康講演会等の開催（仮設住宅集会所・みどり等）
- ③ 一人暮らし高齢者の交流会（温泉施設等）
- ④ 体操教室の実施（仮設住宅集会所・みどり荘等）
- ⑤ 日帰り旅行及び一泊旅行の実施（バス5台程度）
- ⑥ 日赤住民交流事業 公民館から社協へ（新規）
- ⑦ その他 福祉団体交流事業（サポートセンター・みどり荘等）

想定サロンプログラム

カラオケ・健康麻雀・体操教室・頭の体操・お茶会・映画鑑賞
語り部による民話・健康講演会・会食会 など
その他地域イベントの参加支援を行う。

4. 介護保険事業

- ① 高齢者のニーズを踏まえ介護サービスを提供する。

通常の実施地域は三春町内を基本とする。

○通所介護事業

平日祝祭日営業 9時30分から15時30分

○訪問介護事業

平日営業 8時30分から17時15分

○居宅介護支援事業・介護予防支援事業

平日営業 8時30分から17時15分

- ② 各種事業のマニュアルの整備

* 葛尾村においての事業再開は、帰村状況を見ながら実施

5. その他

仮設住宅、帰村者の実態を踏まえ、住民ニーズに応じて関係機関と連絡調整を図りながら必要な事業を実施していく。

- ① 社会福祉協議会の各種事業

福祉団体の支援、安心サポート事業、生活福祉資金の貸付

一人暮らし高齢者おせち料理贈呈事業

- ② 地域包括支援センター事業

介護予防支援事業、地域支援事業、介護予防事業、認知症対策の強化等

- ③ コミュニティ復興支援事業

仮設住宅、借り上げ住宅、復興住宅、帰村者宅を生活支援相談員が巡回訪問しながら、特に要援護者の把握に努め、閉じこもりがちな住民を把握し仮設住宅・復興住宅の自治会長や集会所に配置されている村臨時職員及び村保健師との連携を図りながら支援にあたる。

特に「心のケア」に重点を置いて事業を進める。

- ④ 生活支援サービス事業

仮設住宅における日常生活に必要な援助を、住民の参加協力のもと、支援の必要な方を援助する。（主に外出の支援）

これらの事業等も含めながら、村民の安否確認、生活上の支援を各事業の担当者同士が横の連携をとりながら支援していく。